# 清掃センターごみ受入基準

福井坂井地区広域市町村圏事務組合 令和3年 8月 令和4年1月 改定令和5年4月

# 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物受入基準 (直接搬入する場合)

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(以下、「清掃センター」という。) は、ご家庭や事業所から排出される一般廃棄物の受け入れを行っています。

この基準は、ご家庭や事業所から排出された一般廃棄物を清掃センターに直接搬入する場合について、廃棄物の受け入れの適正化を図るために必要な事項を定めたものです。

### 1.施設受入体制

- ①施 設 場 所 福井県あわら市笹岡第 33 号3番地1
- ②受入時間 午前8時30分から午後5時まで
- ③支払方法 現金のみ
- ④搬入可能日 下表のとおり

	一般家庭の方	事業所(会社、個人店舗等)
可燃ごみ	平日	平日
不燃・粗大ごみ	平日と第2・第4日曜日	平日

## 2.搬入できる人

- ①ご家庭や事業所から排出された一般廃棄物を自ら搬入する者。
- ②廃棄物を収集又は運搬を業として行おうとする区域を管轄する市町長の許可を 受けた一般廃棄物収集運搬業者。
  - ※上記①または②を満たしている場合でも、搬入できない場合があります。 詳しくは「4.搬入できない場合」をご覧ください。

## 3.搬入の流れ

廃棄物の確認を行うため、中身が確認できる状態(袋等に入れる場合は、透明または半透明)で搬入してください。

#### ①分別

一般廃棄物の種類によって荷降ろし場所が異なりますので、車へ積み込む際には、分別して積み込んでください。※「6.搬入における注意事項」を参照

#### ②運搬

運搬の際は、ロープ・シートを使用するなど、落下飛散防止を行ってください。

③受付

受付窓口にて、職員の説明により必要事項を受付用紙に記入してください。

④荷降ろし

受付窓口で計量後、荷降ろし場所をご案内しますので職員の指示に従ってお 進みください。なお、車両損傷等トラブル防止のため搬入者ご自身で荷降ろして ください。

※職員へ荷降ろしの手伝いを希望した場合、車両損傷等一切の責任を負いかね ますので、ご了承ください。

#### ⑤精算

荷降ろし後は、精算所で再度計量し、処分手数料を現金でお支払いください。

## 4.搬入できない場合

- ①構成市町外から排出された廃棄物。
  - 例1)構成市町外から構成市町へ引っ越しされる方で、元の住所から排出された廃棄物。
  - 例2)構成市町外で業務・営業活動を行い、そこから排出された廃棄物。
- ②他人の廃棄物を市町長の許可を持たず搬入する場合。
- ③清掃センターで処分できない廃棄物を搬入しようとした場合。
- ④職員による廃棄物の内容確認に協力しない又は拒否した場合。
- ⑤受付の際、虚偽の申告を行った場合。
- ※詳細は、「8.清掃センターで受け入れできない廃棄物」を参照。
- ※構成市町とは、福井市(清水・越廼地区除く。)、あわら市、坂井市、永平寺町

#### 【 注意 】

一般廃棄物収集運搬業者以外の業者に、ごみの廃棄を委任することはできません。 他人のごみを運ぶには、廃棄物を排出した当該市町長による一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

無許可営業の罰則:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこれの併科 (廃棄物処理法第25条第1項1号)

## 5.受入可能な廃棄物

- ご家庭や事業所から排出された一般廃棄物で以下に挙げるもの。
- ①燃やせるごみ
- ※福井市内から排出された可燃ごみは受入不可。
- ②燃やせないごみ
- ③粗大ごみ
- ◎お住まいの地区のごみステーションや公共施設等への排出できるものは、できる だけ直接搬入せずに、お住まいの市や町のルールに従って出してください。

## 6. 搬入における注意事項

荷降ろし場所が異なりますので、分別して車へ積み込んでください。

- ①燃やせるごみ
- ※福井市内から排出された可燃ごみは受入不可。
- ②燃やせないごみ
- ※福井市は基準が異なりますので、ご注意ください。
- ③粗大ごみ
- ④布団・毛布・畳、スプリングマット等
- ⑤電池が取り外せないもの
- ⑥注意が必要な廃棄物
- ※種類ごとに袋または容器に入れてください。
  - ●藍電池
    - ※ボタン電池は、一般社団法人電池工業会か、お住まいの市や町へお問い合 わせください。
    - ※リチウムイオン電池(充電式電池)は、一般社団法人 JBRC か、お住まいの市 や町へお問い合わせください。
  - ●スプレー缶、カセットボンベ(ガス抜きして、穴を開けた状態)
  - ●ライター(ガス抜きした状態)
  - ●水銀含有製品(体温計、血圧計) ※製品が割れても水銀が漏れないよう容器に入れ、職員に手渡してください。
- ⑦蛍光灯
  - ※製品が割れている場合でも袋等に入れ、職員に手渡してください。

## 7.搬入制限がある廃棄物

施設の処理能力や運転管理上、廃棄物の量・規格に制限があります。

#### ①量の制限

廃棄物の種類	受入条件	制限理由
剪定枝・刈り草	軽トラック3車まで	焼却炉の温度低下防止
畳	一ヵ月に 20 枚まで	処理能力による制限

<sup>※</sup>一ヵ月に20枚以上の畳を搬入される一般家庭の方は、事前に清掃センターへお 問い合わせください。

#### ②規格の制限(寸法・形状)

廃棄物の種類	受入条件	制限理由
ロープ等の長尺のもの	E ナ1… 以下に切除したもの	
樹木等の棒状のもの	長さ1m以下に切断したもの	
大きな木のかぶ	幹部分が 10 cm以下	処理機械の寸法
	広げた状態で、長い方を	
ロール状のもの	1m以内に切断したもの	

## 8.清掃センターで受け入れできない廃棄物

- ①産業廃棄物 別紙1参照
- ②特定家庭用機器(家電リサイクル法)
  - ・テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)
- ・エアコン

•冷蔵庫、冷凍庫

- ·洗濯機、衣類乾燥機
- ③廃タイヤ(自動車、自動二輪等)
- ④パソコン、本体、ディスプレイ(資源有効利用促進法)
- ⑤バッテリー
- ⑥消火器
- ⑦ガスボンベ(カートリッジ以外)
- ⑧農薬、劇薬
- ⑨土砂(左義長、祭礼などから生じた灰、家庭菜園やガーデニングで使用した土、 砂)
- ⑩農業用機械類、農業用資材 (苗箱、マルチシート、ビニールハウス、畦シート等)

- (11)ピアノ(グランドピアノ、アップライトピアノ)
- 12日、杵
- ③建築資材、廃材及び建築に付随する設備で通常であれば業者が介入し処理するもの(システムキッチン、洗面台、浴槽、便器、ボイラー、太陽光パネル等)
- 41耐火金庫
- ⑤無機繊維(ガラス繊維、炭素繊維)
- 16医療廃棄物(家庭用は医療機関に返却)
- ①液状のもの
- ※少量の場合は、紙や布に染み込ませて、燃やせるごみとして出してください。
- ※上記以外であっても施設の処理能力や運転管理上、受け入れできないものもありますので事前に清掃センターへお問合せください。

#### 【連絡先】

TEL:0776-74-1314

FAX:0776-74-1315

Mail: seisou-c@kouiki.fukui.fukui.jp

## 9.その他の留意事項

- ①清掃センターに搬入されるごみの中にはリサイクルできる廃棄物が数多くあります。 できるだけリサイクルするようご協力お願いします。
- ②受入基準を遵守してください。
- ③搬入者は、職員の指示に従ってください。
- ④搬入物の確認(展開検査等)のため、通常より時間を要する場合があります。
- ⑤受け入れできない廃棄物を搬入した場合は、持ち帰っていただきます。